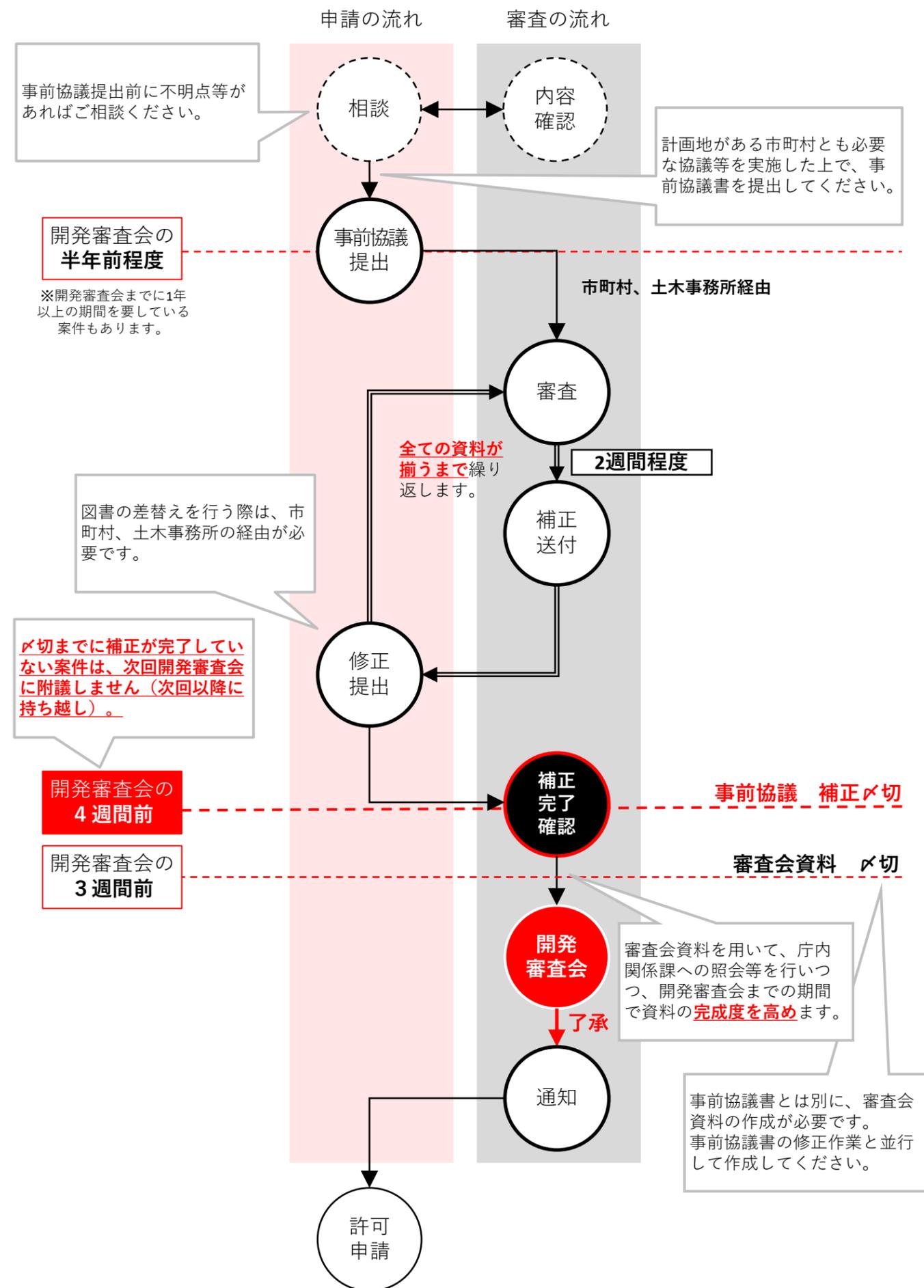


開発審査会に付議する案件の事前協議について



開発審査会について

1. 開発審査会とは

開発審査会とは、その議を経ることで、法第34条第1号から第13号までのいずれの規定にも該当しない開発（建築）行為について、個別具体的にその目的、位置、規模等を総合的に検討し、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域で行うことが困難又は著しく不相当と認められるものについて、法第34条第14号の規定に基づき、開発（建築）許可できるものです。

奈良県では、法第34条14号に該当すると考えられるものについては、開発許可制度の円滑かつ適正な運用を図ることを目的とし、開発審査会提案基準を定めています。

なお、開発審査会は、おおむね2か月に1回の頻度で開催しています。



奈良県立地基準

2. 事後報告について

法第34条第14号に係る開発審査会提案基準のうち、計画内容が軽易あるいは定型であるものについては、開発許可手続きの迅速化、簡素化を図り、県民の利便に資するため、開発（建築）許可後に開発審査会に対してその内容を報告することにより、あらかじめ開発審査会の議を経たものとして取り扱っています。



事後報告となる
開発審査会提案基準

3. 開発審査会審議結果等

過去の開発審査会の審議結果、議事録、資料を公開しています。資料作成の参考としてください。



過去の開発審査会

申請面積が3000㎡未満の計画について

申請面積が3000㎡未満の計画については、通常、各土木事務所での審査を受ける必要がありますが、開発審査会への附議を必要とする場合の、計画内容に関する相談・協議は、開発審査会事務局である**建築安全課開発審査係**と実施してください。

（開発審査会への附議が必要な場合は、申請面積が3000㎡未満でも、事前協議書は4部提出してください。）

お問い合わせ

奈良県 県土マネジメント部 まちづくり推進局

建築安全課 開発審査係 TEL: 0742-27-7562